

コンテンツ専門調査会 日本ブランド・ワーキンググループの開催について

2004年11月24日
コンテンツ専門調査会会長

1. 開催趣旨

- (1) コンテンツ専門調査会は、これまで、映画、音楽、ゲーム、アニメなど著作権に関連するエンターテインメント・コンテンツを対象として検討を行い、多くの成果を生んできている。
- (2) しかしながら、我が国には、こうしたエンターテインメント・コンテンツのみならず、ファッション、食、地域ブランド等の知的・文化的資産が大きな広がりを持って存在している。
これらの知的・文化的資産は、「知的財産立国」の実現を目指している我が国にとって重要な資産であり、これらの活用により新しい時代にふさわしい「日本ブランド」を構築することが求められている。日本ブランドの確立は、また、「ソフトパワー」の確立にも資することとなる。
- (3) このため、コンテンツ専門調査会においてワーキンググループを開催し、ファッション、食、地域ブランドの分野についても、エンターテインメント・コンテンツと一体に捉えて「日本ブランド」を形成し、積極的に情報発信していく戦略を検討する。

2. 調査事項

- (1) ファッション、食、地域ブランドの振興について
- (2) 日本ブランドの総合戦略について
- (3) その他

3. 検討体制

- (1) 日本ブランド・ワーキンググループの委員は、コンテンツ専門調査会の委員のうちから、コンテンツ専門調査会会長が指名する。
- (2) 日本ブランド・ワーキンググループの座長は、コンテンツ専門調査会会長が務める。
- (3) コンテンツ専門調査会会長は、コンテンツ専門調査会各委員の同意を得た上で、日本ブランド・ワーキンググループの報告をもってコンテンツ専門調査会の報告とすることができる。

「知的財産の創造，保護及び活用に関する推進計画」の 重要政策課題に関する専門調査会の設置について

平成 15 年 7 月 8 日
知的財産戦略本部決定

- 1．知的財産戦略本部令（平成 15 年政令第 45 号）第 2 条の規定に基づき，知的財産の創造，保護及び活用に関する推進計画に係る重要政策課題の調査のため，以下の専門調査会を置く。
 - (1) 医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会
本年夏以降の特許に係る新審査基準の運用状況を踏まえつつ，医療関連行為の特許保護の在り方に関する調査・検討を行う。
 - (2) コンテンツ専門調査会
コンテンツビジネス振興に係る課題に関する調査・検討を行う。
 - (3) 権利保護基盤の強化に関する専門調査会
模倣品・海賊版対策，知的財産の専門人材育成，知的財産権利化促進や司法制度等，知的財産の権利保護基盤の強化（エンフォースメント）に係る課題に関する調査・検討を行う。
- 2．専門調査会の委員は，知的財産戦略の推進に関し学識経験を有する者のうちから，内閣総理大臣が任命（当該委員が知的財産戦略本部員の場合にあっては，知的財産戦略本部長が指名）する。
- 3．専門調査会の会長は，委員の互選による。
- 4．専門調査会は，必要があると認める時は，参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 5．専門調査会の庶務は，関係府省の協力を得て，内閣官房において処理する。
- 6．前各項に掲げるもののほか，専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は，会長が定める。

コンテンツ専門調査会の運営について

2003年10月15日

2004年2月18日改訂

コンテンツ専門調査会会長決定

コンテンツ専門調査会（以下「専門調査会」という。）の議事の手続その他専門調査会の運営に関しては、法令及び知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の重要政策課題に関する専門調査会の設置に係る本部決定（平成15年7月8日）に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1．議事の公開について

- （1）専門調査会は原則として公開する。ただし、会長が議事を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りではない。
- （2）専門調査会の議事録は、原則として、会議の終了後、速やかに発言者名を付して公開する。

2．配布資料の公開について

専門調査会で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。

3．参考人の招致について

会長は、専門調査会の審議に必要があると認める時は、参考人を招致することができる。

4．知的財産戦略本部員のオブザーバー参加について

知的財産戦略本部員は、専門調査会にオブザーバーとして参加することができる。

5．運営事項について

前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

コンテンツ専門調査会の公開の手続について

2003年10月15日
コンテンツ専門調査会会長決定

「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の重要政策課題に関する専門調査会の設置について(平成15年7月8日知的財産戦略本部決定)」6.及び「コンテンツ専門調査会の運営について」4.に基づき、コンテンツ専門調査会の公開の手続について以下のように定める。

1. 会議の日時・場所・議題を原則1週間前の日までに首相官邸/知的財産戦略本部ホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>)及び首相官邸記者クラブに掲示する。

2. 傍聴については、以下のとおりとする。

(1) 一般傍聴者

一般の傍聴希望者は、1企業・団体については原則1名とし、開催前々日17時まで以内閣官房知的財産戦略推進事務局に登録する。

(2) 報道関係傍聴者

報道関係の傍聴希望者は、開催前々日17時まで以内閣官房知的財産戦略推進事務局に登録する。

(3) その他

傍聴は、基本的に先着順とする。希望者が多数の場合は、事務局の判断で傍聴を制限することがある。

傍聴者が会議の進行を妨げていると判断した場合には、会長は退席を求めることができる。また、会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、及び、会議を撮影、録画、録音することを禁止する。その他、詳細は、会長の指示に従う。